

○住居手当の支給に関する細則

〔 昭和 4 6 年 4 月 1 5 日
細 則 第 8 号 〕

改正

平成 2 4 年 5 月 2 3 日細則第 6 2 号 令和 元年 6 月 2 1 日細則第 7 7 号

(目的)

第 1 条 この細則は、長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程（昭和 3 7 年規程第 4 号。以下「職員給与規程」という。）に基づき職員の住居手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用除外職員)

第 2 条 職員給与規程第 1 0 条の 3 第 1 項の細則で定める職員とは父母又は配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員とする。

(届出)

第 3 条 新たに職員給与規程第 1 0 条の 3 第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は当該要件を具備していることを証明する書類を添付して住居届（別記様式第 1）によりその居住の実情をすみやかに理事長に届け出なければならない。

住居手当を受けている職員の住居又は家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

(確認及び決定)

第 4 条 理事長は、職員から前条の規定により届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が職員給与規程第 1 0 条の 3 第 1 項の職員たる要件を具備するときはその者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により確認するに当たっては、必要に応じ契約書、家賃の領収書、その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることかできる。

3 理事長は、第 1 項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿（別記様式第 2）に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第 5 条 第 3 条の規定による届出に係る職員が食費等をあわせて支払っている場合における家賃に相当する額の算定は次に掲げる基準に従って理事長が行うものとする。

(1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合、その支払額の 1 0 0 分の 4 0 に相当する額

(2) 居住に関する支払額に電気、ガス、又は水道の料金が含まれている場合、その支払額の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額

(支給の始期及び終期)

第 6 条 住居手当の支給は、職員が新たに職員給与規程第 1 0 条の 3 第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が

月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給開始については第3条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じるに至ったときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。

前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(事後の確認)

- 第7条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が職員給与規程第10条の3第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(支給方法)

- 第8条 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までにこの手当に係る事実が確認できない等のためその日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

附 則

(適用日)

- 1 この細則は、公告の日から施行し、昭和45年5月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 適用日からこの細則の施行の日の前日までの間において職員給与規程第10条の3第1項の職員たる要件を具備する期間があった者に関する第3条及び第6条の規定の適用については、第3条中「すみやかに」とあるのは、「この細則の施行の日以降すみやかに」と、第6条第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「この細則の施行の日から60日」とする。

(施行日後の経過措置)

- 3 この細則の施行の日から45日を経過するまでの間において職員給与規程第10条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った職員に関する第6条の規定の適用については、同条第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「この細則の施行の日から60日」とする。

附 則 (平成24年5月23日細則第62号)

この細則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年6月21日細則第77号)

この細則は、令和元年7月1日から施行する。

住 居 届

(年 月 日提出)

長崎県市町村職員共済組合 理 事 長 様	主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更 <input type="checkbox"/> 家賃額の変更 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> その他 () 上記事実の発生日 年 月 日
職 名 氏 名	印

住居手当に関する細則第 3 条の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。(契約書等証明書類 通添付)

給与規程第 10 条の 3 第 1 項	契 約 年 月 日	年 月 日	契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	住 宅 の 所 在 地		住 宅 へ の 入 居 日	年 月 日	
	住 宅 の 種 類	<input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間 <input type="checkbox"/> まかない付下宿		住 宅 の 契 約 面 積	m ²
	住 宅 の 所 有 者	(続 柄)	住 所		
	住 宅 の 貸 主	(続 柄)	住 所		
	住 宅 の 名 義 上 の 借 主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄・氏名 (_____ ・ _____)	共同名義人が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる 続柄・氏名 (_____ ・ _____)		
	家 賃 等	月額 _____ 円 (年 月 日から)	左記家賃等には、 <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている (光熱費込みの下宿) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている (まかない付下宿)		

上記のとおり 確認する
 確認し、細則第 5 条に規定する家賃の額に相当する額は、 _____ 円であると算定

年 月 日 職 名 氏 名	事務局長	課 長	課長補佐	主 幹	取 扱 者

備 考

記入上の注意

- 1 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由の 1 つに✓印を付するものとする。
- 2 「住宅の種類」欄には、借家、借間、まかない付下宿のいずれかに✓印を付するものとする。
- 3 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費、店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガスもしくは水道の料金が含まれている場合 (例：光熱費込みの下宿代) 又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 (例：まかない付下宿代) で家賃に相当する額の算出が困難なときは光熱費、食費等を含めた額 (光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代) を記入して差し支えない。なお、この場合には、該当するものに✓印を付するものとする。

別記様式第2

住居手当認定簿

所属		氏名												
届出の事由		提出年月日	受理年月日	決定家賃額	支給の始期等	住居手当の月額	職員給与細則第4条の3及び同条に基づく細則の規定に従い左記のとおり決定(改定)する。							
発生年月日 (改定年月日)	内容									年	月	日		
年	月	日	{	から	}	まで	年	月	日	円	職	氏名	日	印
年	月	日	{	から	}	まで	年	月	日	円	職	氏名	日	印
年	月	日	{	から	}	まで	年	月	日	円	職	氏名	日	印
年	月	日	{	から	}	まで	年	月	日	円	職	氏名	日	印
年	月	日	{	から	}	まで	年	月	日	円	職	氏名	日	印
年	月	日	{	から	}	まで	年	月	日	円	職	氏名	日	印
年	月	日	{	から	}	まで	年	月	日	円	職	氏名	日	印
年	月	日	{	から	}	まで	年	月	日	円	職	氏名	日	印
備考														